

|                 |                                                                                      |  |
|-----------------|--------------------------------------------------------------------------------------|--|
| <h1>名古屋市公報</h1> | 令和 5年 5月17日 <span style="float: right;">第202号</span>                                 |  |
|                 | 名古屋市中区三の丸三丁目1番1号<br>発行所 名古屋市役所<br>電話 [052] 972-2246<br>編集兼 名古屋市長官邸行政DX推進部法制課長<br>発行人 |  |

| 目                                         | 次                   | ページ |
|-------------------------------------------|---------------------|-----|
| <b>告 示</b>                                | <b>示</b>            |     |
| ○ 特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について | (消防・総務課) (第274号)    | 2   |
| ○ 農用地利用集積計画について                           | (緑土・都市農業課) (第275号)  | 3   |
| ○ 名古屋市土原土地地区画整理組合の定款の変更認可                 | (住都・市街地整備課) (第276号) | 5   |
| ○ 名古屋市下志段味特定土地地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧          | (住都・市街地整備課) (第277号) | 6   |
| ○ 名古屋市議会臨時会の招集について                        | (総務・総務課) (第278号)    | 7   |
| ○ 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧                      | (住都・都市計画課) (第279号)  | 8   |
| ○ 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧                      | (住都・都市計画課) (第280号)  | 10  |
| ○ 名古屋都市計画火葬場の変更案の縦覧                       | (住都・都市計画課) (第281号)  | 12  |
| ○ 名古屋都市計画下水道の変更案の縦覧                       | (住都・都市計画課) (第282号)  | 14  |
| ○ 指定納付受託者の指定                              | (ス市・住民課) (第283号)    | 16  |
| ○ 特定計量器定期検査の実施                            | (経済・産業企画課) (第284号)  | 17  |
| ○ 道路に関する告示                                | (緑土・道路利活用課) (第285号) | 19  |
| <b>上 下 水 道 局 管 理 規 程</b>                  |                     |     |
| ○ 名古屋市上下水道局次長以下代決規程及び名古屋市上下水道局会計規程の一部改正   | (第18号)              | 22  |
| <b>公 告</b>                                | <b>告</b>            |     |
| ○ 土地改良区の役員の就退任の公告                         | (緑土・都市農業課)          | 24  |
| ○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告           | (経済・地域商業課)          | 27  |

名古屋市告示第 274号

特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置を定める告示の一部改正について

平成13年名古屋市告示第 126号（特別消防隊の事務所及び消防署出張所の名称及び位置）の一部を次のように改正する。

令和 5年 5月 8日

名古屋市長 河村 たかし

表中

|                    |                    |   |
|--------------------|--------------------|---|
| 名古屋市千種消防署<br>吹上出張所 | 名古屋市千種区吹上二丁目 5番11号 | を |
|--------------------|--------------------|---|

削る。

附 則

この告示は、令和 5年 5月22日から施行する。

名古屋市消防局総務部総務課

名古屋市告示第 275号

農用地利用集積計画について

農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する法律（令和 4年法律第56号）附則第 5条第 1項及び同法による改正前の農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号。以下「旧法」という。）第18条第 1項の規定により次のとおり農用地利用集積計画を定めましたので、旧法第19条の規定により公告します。

令和 5年 5月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 利用権の設定を受ける者の氏名及び住所  
奥村 詠子 名古屋市中川区西伏屋一丁目1302番地の 2
- 2 利用権の設定を行う者の氏名及び住所  
服部 忠男 海部郡蟹江町舟入一丁目 553番地
- 3 利用権の設定を受ける土地の所在、地番、地目及び面積  
名古屋市中川区福島三丁目92番、畑、330.00平方メートル
- 4 設定する利用権
  - (1) 種類 使用貸借権
  - (2) 内容 畑として使用
  - (3) 存続期間 令和 5年 6月 1日から令和 8年 5月31日まで
- 5 利用権の設定を受ける者の農業経営の状況
  - (1) 現に耕作又は養畜の事業に供している農用地の面積  
なし
  - (2) 農作業従事者の状況  
農業従事日数： 200日、農業従事者： 1人
  - (3) 農機具の保有状況  
鍬： 1、鎌： 1

名古屋市緑政土木局都市農業課

名古屋市告示第 276号

名古屋市土原土地区画整理組合の定款の変更認可

土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第39条第 1項の規定により、次の土地区画整理組合の定款の変更について認可しました。

令和 5年 5月 9日

名古屋市長 河 村 た か し

1 組合の名称

名古屋市土原土地区画整理組合

2 事務所の所在地

名古屋市天白区土原一丁目 149番地

3 設立認可の年月日

平成21年 4月24日

4 定款の変更の内容

第 5条中「名古屋市天白区土原一丁目 149番地」を「名古屋市昭和区東畑町二丁目18番地 3」に改める。

5 変更認可の年月日

令和 5年 5月 9日

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

## 名古屋市告示第 277 号

### 名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更の縦覧

土地区画整理法（昭和29年法律第 119 号）第39条第 1 項の規定により、名古屋市下志段味特定土地区画整理組合の事業計画の変更について認可の申請がありましたので、同条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により、次のとおり当該事業計画を公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 5 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 縦覧の期間

令和 5 年 5 月10日から同月23日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3 年名古屋市条例第36号）第 2 条第 1 項に規定する本市の休日を除きます。

#### 2 縦覧の時間

午前 8 時45分から午後 5 時15分まで

#### 3 縦覧の場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

（名古屋市役所西庁舎 4 階）

名古屋市住宅都市局都市整備部市街地整備課

名古屋市告示第 278 号

名古屋市議会臨時会の招集について

次の事件につき、令和 5 年 5 月 16 日午前 11 時に、名古屋市議会臨時会を招集します。

令和 5 年 5 月 9 日

名古屋市長 河 村 た か し

- 1 市会議長の選挙
- 1 市会副議長の選挙
- 1 常任委員の選任
- 1 議会運営委員の選任
- 1 愛知県競馬組合議会議員の選挙
- 1 名古屋競輪組合議会議員の選挙
- 1 名古屋港管理組合議会議員の選挙
- 1 愛知県後期高齢者医療広域連合議会議員の選挙
- 1 令和 5 年度名古屋市・愛知県調整会議構成員の選挙
- 1 名古屋市市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分について
- 1 補正予算に関する専決処分について

名古屋市総務局総務課

## 名古屋市告示第 279号

### 名古屋都市計画用途地域の変更案の縦覧

名古屋都市計画用途地域を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 5年 5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画用途地域

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和 5年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）



名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第 280号

### 名古屋都市計画高度地区の変更案の縦覧

名古屋都市計画高度地区を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 5年 5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 都市計画の種類

名古屋都市計画高度地区

#### 2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市全域

#### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

##### (1) 縦覧期間

令和 5年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

##### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

##### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 281号

名古屋都市計画火葬場の変更案の縦覧

名古屋都市計画火葬場を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 5年 5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画火葬場

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋市天白区天白町大字八事字裏山

3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

(1) 縦覧期間

令和 5年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

(2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

(3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

名古屋市告示第 282号

名古屋都市計画下水道の変更案の縦覧

名古屋都市計画下水道を変更したいので、都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2項において準用する同法第17条第 1項の規定により、次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供します。

なお、この案について意見がある関係住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに名古屋市に意見書を提出することができます。

令和 5年 5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

1 都市計画の種類

名古屋都市計画下水道

2 都市計画を変更する土地の区域

名古屋公共下水道

(1) 下水管渠（合流管渠）

| 内 訳            | 位 置                 |                  |
|----------------|---------------------|------------------|
|                | 起 点                 | 終 点              |
| 堀留山崎汚水<br>送水幹線 | 名古屋市南区<br>忠次一丁目     | 名古屋市中区<br>千代田一丁目 |
| 山崎第3放流幹線       | 名古屋市南区<br>豊田町字忠次汐除川 | 名古屋市南区<br>忠次一丁目  |

(2) その他の施設（処理施設）

| 名 称     | 位 置                    |
|---------|------------------------|
| 山崎終末処理場 | 名古屋市南区忠次一丁目地内及び忠次二丁目地内 |

### 3 都市計画の案の縦覧期間、縦覧時間及び縦覧場所

#### (1) 縦覧期間

令和 5年 5月10日から同月24日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

#### (2) 縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで。ただし、正午から午後 1時までを除きます。

#### (3) 縦覧場所

名古屋市中区三の丸三丁目 1番 1号

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課（名古屋市役所西庁舎 4階）

名古屋市住宅都市局都市計画部都市計画課

## 名古屋市告示第 283 号

### 指定納付受託者の指定

地方自治法（昭和22年法律第67号）第 231 条の 2 の 3 第 1 項の規定により、  
次のように指定納付受託者を指定しました。

令和 5 年 5 月 10 日

名古屋市長 河 村 た か し

#### 1 指定納付受託者の名称及び主たる事務所の所在地

| 名 称           | 主 たる 事 務 所 の 所 在 地   |
|---------------|----------------------|
| トヨタファイナンス株式会社 | 名古屋市西区牛島町 6 番 1 号    |
| 株式会社名古屋カード    | 名古屋市中区上前津二丁目 4 番 5 号 |
| 名古屋市交通局       | 名古屋市中区三の丸三丁目 1 番 1 号 |

#### 2 指定納付受託者に納付させる歳入

区役所市民課・支所区民生活課の証明書交付手数料

#### 3 指定納付受託者に指定をした日

令和 5 年 4 月 1 日

名古屋市スポーツ局地域振興部住民課



名古屋市告示第 284 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第 51 号）第 19 条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

令和 5 年 5 月 11 日

名古屋市長 河 村 た か し

1 定期検査を行う区域  
北区

2 対象となる特定計量器

計量法第 19 条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3 実施の期日及び場所

| 検 査 日       | 検 査 場 所              |
|-------------|----------------------|
| 6 月 19 日（月） | 辻小学校（正門：玄関）          |
| 6 月 26 日（月） | 楠地区会館（集会室）           |
| 6 月 29 日（木） | 八王子中学校（正門：武道場）       |
| 6 月 30 日（金） | 北スポーツセンター（エントランスホール） |

ただし、特定計量器検定検査規則（平成 5 年通商産業省令第 70 号）第 39 条第 2 項の規定に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市経済局産業労働部産業企画課

# 名古屋市告示第285号

## 道路に関する告示

道路法（昭和27年法律第180号）第18条の規定に基づき、次のように道路の区域を変更し、令和5年5月12日から供用を開始します。

その関係図面は、名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課において告示の日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和5年5月12日

名古屋市長 河村 たかし

### 1 道路の区域変更

| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路 線 名  | 道 路 の 区 域                                         |            |               |                  | 摘 要 |
|---------------|----------|--------|---------------------------------------------------|------------|---------------|------------------|-----|
|               |          |        | 区 間                                               | 変更<br>の前後別 | 延 長<br>キロメートル | 幅 員<br>メートル      |     |
| 県道            | A        | 弥富名古屋線 | 名古屋市中川区戸田西三丁目721の1地先から<br>名古屋市中川区富田町大字前田字北堤2番地先まで | 前          | 2.932         | 16.00<br>～ 38.00 | 附 図 |
|               | B        |        | 名古屋市中川区西伏屋三丁目207番地先から<br>名古屋市中川区伏屋四丁目1501番地先まで    |            | 0.375         | 10.00<br>～ 14.00 |     |
|               | A        |        | 名古屋市中川区戸田西三丁目721の1地先から<br>名古屋市中川区富田町大字前田字北堤2番地先まで | 後          | 2.932         | 16.00<br>～ 38.00 |     |

## 2 道路の区域変更及び供用開始

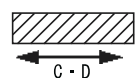
| 道路<br>の<br>種類 | 整理<br>符号 | 路 線 名   | 道 路 の 区 域               |                        |               |                 | 摘 要 |
|---------------|----------|---------|-------------------------|------------------------|---------------|-----------------|-----|
|               |          |         | 区 間                     | 変更<br>の<br>前<br>後<br>別 | 延 長<br>キロメートル | 幅 員<br>メートル     |     |
| 県道            | C        | 名古屋中環状線 | 名古屋市中川区西伏屋二丁目115番地先から   | 前                      | 0.240         | 平均 8.00         | 附 図 |
|               |          |         | 名古屋市中川区西伏屋三丁目119番地先まで   | 後                      | 0.240         | 8.02<br>～ 25.86 |     |
| 市道            | D        | 新川線     | 名古屋市中川区伏屋五丁目1042番の2地先から | 前                      | 0.034         | 4.90<br>～ 9.00  |     |
|               |          |         | 名古屋市中川区伏屋五丁目1044番地先まで   | 後                      | 0.034         | 5.00<br>～ 9.10  |     |

名古屋市緑政土木局路政部道路利活用課

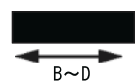
# 附 図



## 凡 例



区域変更により道路の区域を  
決定し供用開始する部分



区域変更により廃道する部分

名古屋市上下水道局管理規程第18号

名古屋市上下水道局次長以下代決規程及び名古屋市上下水道局会計規程の一部を次のように改正する。

令和5年5月9日

名古屋市上下水道局長 横 地 玉 和

(名古屋市上下水道局次長以下代決規程の一部改正)

第1条 名古屋市上下水道局次長以下代決規程（平成12年上下水道局管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

別表第4財務関係の表に次のように加える。

|    |  |  |                                                                 |
|----|--|--|-----------------------------------------------------------------|
| 34 |  |  | 鉛製給水管取替工事<br>補助金の支出決定に<br>関すること。（営業部<br>営業課長（以下「営<br>業課長」という。）） |
|----|--|--|-----------------------------------------------------------------|

別表第4事業執行関係の表主管課公所長の欄第26号中「営業部営業課長」を「営業課長」に改め、同表第29号の次に次のように加える。

|              |  |  |                                                    |
|--------------|--|--|----------------------------------------------------|
| 29<br>の<br>2 |  |  | 鉛製給水管取替工事<br>補助金の交付決定等<br>に<br>関すること。（給排水<br>設備課長） |
|--------------|--|--|----------------------------------------------------|

(名古屋市上下水道局会計規程の一部改正)

第2条 名古屋市上下水道局会計規程（平成15年名古屋市上下水道局管理規程第12号）の一部を次のように改正する。

第55条第2項第7号中「宅地内排水ポンプ設備設置工事補助金」の次に「鉛製給水管取替工事補助金」を加える。

附 則

この規程は、令和 5 年 6 月 1 日から施行する。

## 土地改良区の役員の就退任の公告

土地改良法（昭和24年法律第 195号）第18条第17項の規定により、次の土地改良区の役員が次のように退任し、及び就任した旨の届出がありました。

令和 5年 5月10日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 藤高土地改良区

#### (1) 退任役員

|    |    |     |                       |
|----|----|-----|-----------------------|
| 理事 | 加藤 | 和政  | 名古屋市港区七島一丁目47番地       |
| 理事 | 高取 | 好廣  | 名古屋市港区藤高一丁目 198番地     |
| 理事 | 坂野 | 順子  | 名古屋市港区藤高三丁目26番地       |
| 理事 | 高羽 | 常吉  | 名古屋市港区藤高一丁目 288番地     |
| 理事 | 竹内 | 公子  | 名古屋市港区藤高三丁目 9番地       |
| 理事 | 坂野 | 柁男  | 名古屋市港区藤高一丁目 5番地       |
| 理事 | 高羽 | 富吉  | 名古屋市港区藤前一丁目 114番地     |
| 監事 | 木村 | 美之  | 名古屋市港区西茶屋四丁目 149番地の 1 |
| 監事 | 柄松 | 寿美夫 | 名古屋市港区藤高一丁目 194番地     |
| 監事 | 西川 | 一夫  | 名古屋市港区藤前四丁目 125番地     |

#### (2) 就任役員

|    |    |    |                   |
|----|----|----|-------------------|
| 理事 | 加藤 | 和政 | 名古屋市港区七島一丁目47番地   |
| 理事 | 安井 | 孝治 | 名古屋市港区藤前一丁目 204番地 |
| 理事 | 坂野 | 柁男 | 名古屋市港区藤高一丁目 5番地   |
| 理事 | 鬼頭 | 時保 | 名古屋市港区藤高一丁目98番地   |
| 理事 | 高取 | 清年 | 名古屋市港区藤高一丁目71番地   |
| 理事 | 竹内 | 幸夫 | 名古屋市港区藤高三丁目70番地   |
| 理事 | 伊藤 | 正勝 | 名古屋市港区藤前四丁目 107番地 |



|    |    |    |                   |
|----|----|----|-------------------|
| 監事 | 竹内 | 義貴 | 名古屋市港区藤高一丁目 131番地 |
| 監事 | 荒川 | 芳郎 | 名古屋市港区藤高一丁目68番地   |
| 監事 | 山本 | 信介 | 名古屋市南区六条町 2丁目55番地 |

## 2 茶屋後土地改良区

### (1) 退任役員

|    |    |    |                    |
|----|----|----|--------------------|
| 理事 | 吉田 | 修一 | 名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地 |
| 理事 | 吉田 | 淳司 | 名古屋市港区新茶屋四丁目2024番地 |
| 理事 | 山田 | 久治 | 名古屋市港区新茶屋五丁目2806番地 |
| 理事 | 山田 | 盛和 | 名古屋市港区新茶屋五丁目 401番地 |
| 監事 | 安井 | 勝春 | 名古屋市港区新茶屋三丁目 102番地 |

### (2) 就任役員

|    |    |    |                    |
|----|----|----|--------------------|
| 理事 | 吉田 | 修一 | 名古屋市港区新茶屋四丁目 517番地 |
| 理事 | 鬼頭 | 靖  | 名古屋市港区新茶屋五丁目2901番地 |
| 理事 | 若松 | 公司 | 名古屋市港区新茶屋五丁目 405番地 |
| 理事 | 若松 | 詳  | 名古屋市港区新茶屋五丁目 913番地 |
| 監事 | 安井 | 善春 | 名古屋市港区新茶屋三丁目1001番地 |
| 監事 | 安井 | 勝春 | 名古屋市港区新茶屋三丁目 102番地 |

## 3 協和土地改良区

### (1) 退任役員

|    |    |    |                      |
|----|----|----|----------------------|
| 理事 | 佐藤 | 勇夫 | 愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地 |
| 理事 | 見田 | 徳光 | 名古屋市港区六軒家 812番地      |
| 理事 | 鈴木 | 文雄 | 名古屋市港区六軒家 811番地      |
| 理事 | 服部 | 正美 | 名古屋市港区福前一丁目 610番地    |
| 理事 | 黒川 | 信彦 | 名古屋市港区畑中一丁目1402番地    |
| 理事 | 井上 | 寛  | 愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地 |
| 理事 | 佐藤 | 光明 | 名古屋市港区福屋一丁目80番地の 1   |
| 監事 | 佐藤 | 茂  | 愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地 |

|    |    |    |                   |
|----|----|----|-------------------|
| 監事 | 黒川 | 芳次 | 名古屋市港区畑中一丁目1213番地 |
|----|----|----|-------------------|

(2) 就任役員

|    |    |    |                      |
|----|----|----|----------------------|
| 理事 | 佐藤 | 勇夫 | 愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 110番地 |
| 理事 | 見田 | 徳光 | 名古屋市港区六軒家 812番地      |
| 理事 | 鈴木 | 文雄 | 名古屋市港区六軒家 811番地      |
| 理事 | 服部 | 正美 | 名古屋市港区福前一丁目 610番地    |
| 理事 | 黒川 | 信彦 | 名古屋市港区畑中一丁目1402番地    |
| 理事 | 井上 | 寛  | 愛知県海部郡蟹江町舟入三丁目 610番地 |
| 理事 | 佐藤 | 幹根 | 名古屋市港区福屋一丁目83番地の 1   |
| 監事 | 佐藤 | 茂  | 愛知県海部郡蟹江町舟入四丁目 137番地 |
| 監事 | 黒川 | 芳次 | 名古屋市港区畑中一丁目1213番地    |
| 監事 | 安井 | 勝春 | 名古屋市港区新茶屋三丁目 102番地   |

#### 4 海東土地改良区

(1) 退任役員

|    |    |    |                    |
|----|----|----|--------------------|
| 理事 | 肆矢 | 峰子 | 名古屋市港区西福田五丁目 605番地 |
| 理事 | 吉田 | 賢司 | 名古屋市港区西福田一丁目1212番地 |
| 監事 | 佐藤 | 由行 | 名古屋市港区西福田四丁目 708番地 |
| 監事 | 山田 | 洋子 | 名古屋市港区西福田二丁目 710番地 |

(2) 就任役員

|    |    |    |                    |
|----|----|----|--------------------|
| 理事 | 佐藤 | 幸男 | 名古屋市港区西福田四丁目1014番地 |
| 理事 | 松岡 | 孝泰 | 名古屋市港区西福田一丁目2306番地 |
| 理事 | 安井 | 眞巳 | 名古屋市港区西福田一丁目1215番地 |
| 監事 | 児玉 | 覺  | 名古屋市港区西福田二丁目 715番地 |
| 監事 | 平野 | 博正 | 名古屋市港区西福田四丁目 711番地 |

名古屋市緑政土木局都市農業課

## 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

令和 5年 5月12日

名古屋市長 河 村 た か し

### 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

アオキスーパー福德店

名古屋市北区光音寺町字野方1919番 4の一部 ほか 1筆

### 2 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

| 変更前         |             |     | 変更後         |               |                                   |
|-------------|-------------|-----|-------------|---------------|-----------------------------------|
| 氏名又は<br>名 称 | 代表者の<br>氏 名 | 住 所 | 氏名又は<br>名 称 | 代表者の<br>氏 名   | 住 所                               |
| —           | —           | —   | ㈱しまむら       | 代表取締役<br>鈴木 誠 | さいたま市<br>大宮区北袋<br>町一丁目<br>602番 1号 |

### 3 変更の日

令和 5年 4月27日

### 4 変更した理由

未定の小売業者が確定したため。

### 5 届出の日

令和 5年 5月 1日

6 届出書の縦覧場所

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7 届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

令和 5年 5月12日から同年 9月12日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8 大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9 意見書の提出期限及び提出先

令和 5年 9月12日      名古屋市経済局商業・流通部地域商業課

名古屋市経済局商業・流通部地域商業課